

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

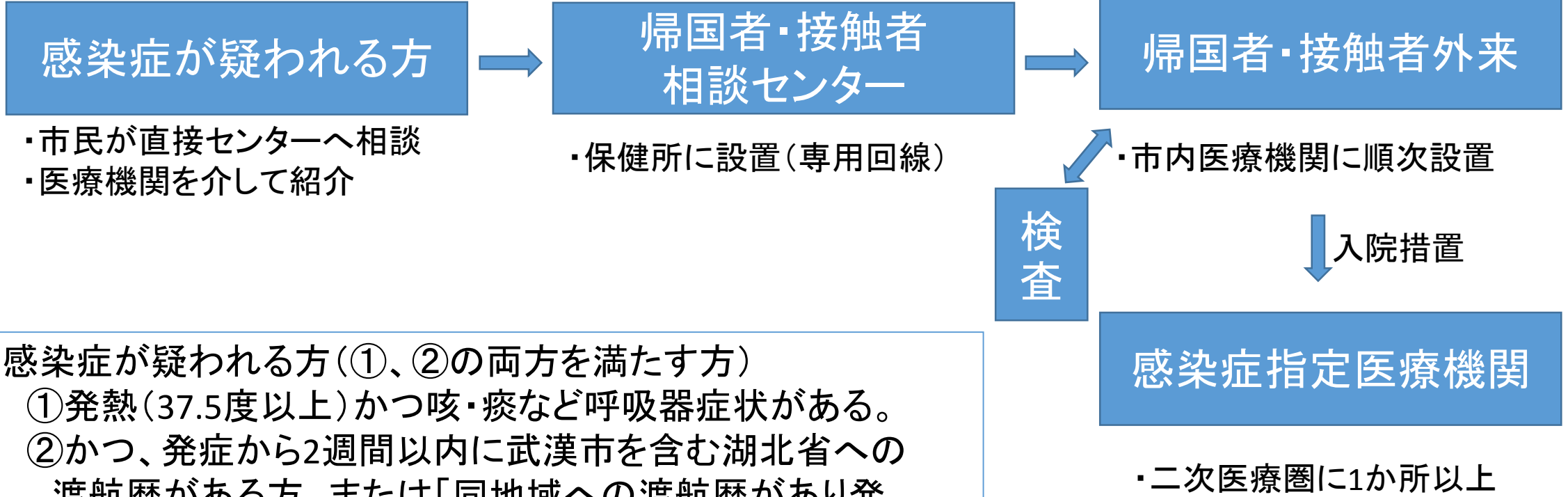
新型コロナウイルス感染症の状況及び 本市の取組みについて

令和2年2月6日

1 疾患の評価

- 感染伝播様式: 飛まつ感染、接触感染(未確認)。
- 潜伏期間: 2-10日
- 症状: 軽症から重症まで幅広い。無症状病原体保有者を確認
- 感染性: 濃厚接触によるヒト-ヒト感染
感染力はインフルエンザ程度と推定(基本再生産数2.2程度)
- 患者数(2/5): 24,384例。(参考 疑似症23,260例)
日本22例、その他の国26か国213例
中国以外での増加推移に注意
- 重症度: 包括的に評価できる段階にない。
死亡率は地域差が大きい: ほとんどが湖北省(493例中479例)
中国 2.0%(491/24,384)、湖北省2.9%(479/16,678)
湖北省以外の中国0.2%(12/7,706)、中国以外213例中2例
- 初期の死亡例では、基礎疾患を有する人や高齢者が中心
- わが国では接触者等の追跡可能な段階

2 患者の早期探知システム



感染症が疑われる方(①、②の両方を満たす方)

- ①発熱(37.5度以上)かつ咳・痰など呼吸器症状がある。
- ②かつ、発症から2週間以内に武漢市を含む湖北省への渡航歴がある方、または「同地域への渡航歴があり発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方。

福島市における相談専用電話

- ③発熱や呼吸器症状はないが、心配な方、気になる方

3 対策の方向性（二方向の対策）

(1) 封じ込め対策

- 患者の早期探知・隔離・治療、接触者把握・健康観察

(2) 感染拡大防止対策

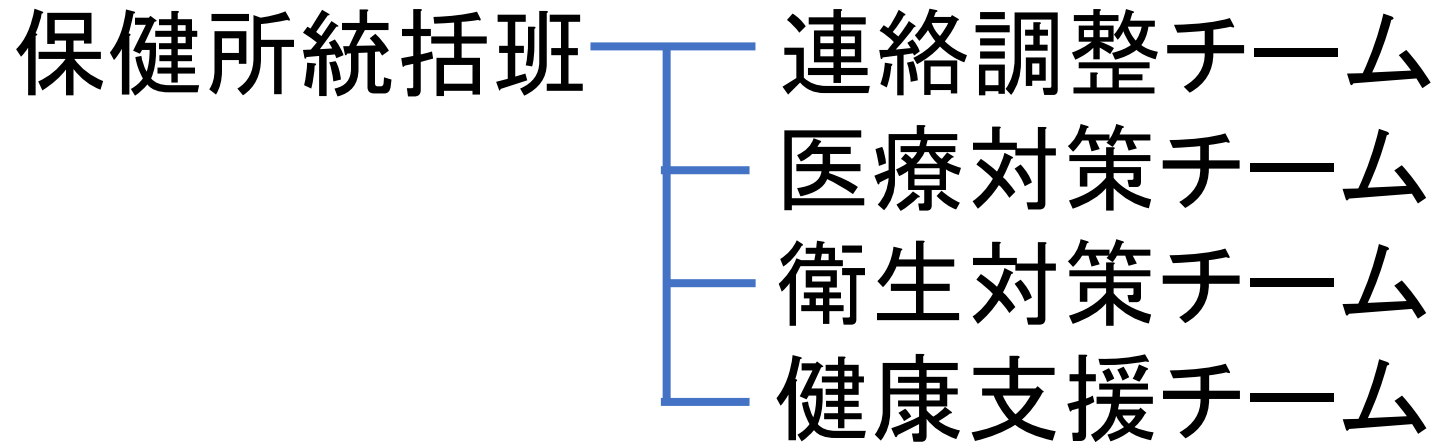
- 急性呼吸器症状を有する者の集団発生探知
- 院内感染対策の強化
- 基本的な感染予防策の周知啓発強化
- 高齢者等の易感染者予防対策の強化

4 本市の実施体制

●R2.1.28 新型コロナウイルス関連肺炎に係る
連絡調整会議 設置

●R2.1.30 新型コロナウイルス感染症対策本部 設置

保健衛生医療班 (災害時公衆衛生活動体制を準用)



5 情報提供・注意喚起（予防対策）

（1）市民等への周知

- 市ホームページ掲載（中国語訳の情報掲載）
- 市施設等へのチラシの掲示・配付
- 乳幼児健診・各種会合等の際での説明（注意喚起等）
- 相談対応時情報提供

（2）関係機関・団体への情報提供

- 関係部局から各関係機関・団体への情報提供（通知）
- 市ホームページやチラシを活用した情報提供

6 患者の早期探知

(1) 新型コロナウイルス感染症 相談専用電話の設置

【設置日】 令和2年2月5日

【電話番号】 024-535-8661

【受付時間】 8時30分～17時15分(平日)

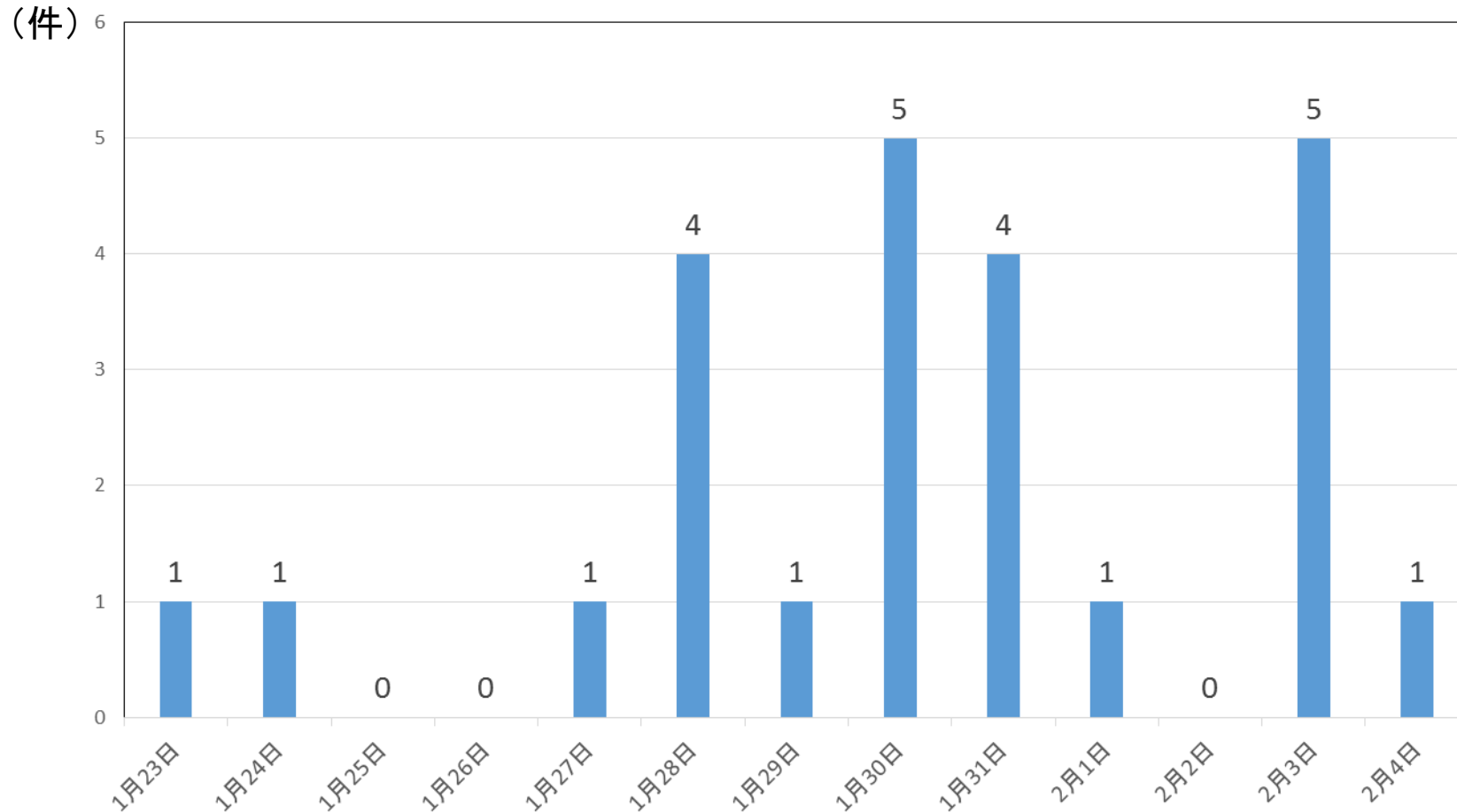
【対 象】

- ①発熱(37.5度以上)かつ咳・痰など呼吸器症状があり、発症から2週間以内に武漢市を含む湖北省への渡航歴がある方
- ②発熱(37.5度以上)かつ咳・痰など呼吸器症状があり、発症から2週間以内に「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状がある方」との接触歴がある方
- ③発熱や呼吸器症状はないが、心配な方、気になる方

6 患者の早期探知

(2) 相談対応状況

計 24件



【主な相談内容】

- 検査について
- 症状について
- 予防法
- 感染の不安

6 患者の早期探知

(3) 中国語圏外国人の受診時の対応

福島市内の旅館・ホテルに対する

「携帯電話による中国語圏外国人宿泊者への通訳」支援

中国語版案内チラシ・聞き取り記録用紙の作成

(観光コンベンション協会)

7 医療体制（受け入れ・連携）

- 1月28日（火） 感染症指定医療機関と保健所との連携会議
 - ・医大及び赤十字病院と対応方針について協議
- 1月30日（木） 医師会感染症対策委員会との協議
 - ・本市の取り組み等についての報告
 - ・感染症対策委員と対応方針について協議
- 2月4日（火） 新型コロナウイルス感染症に関する病院長懇談会
 - ・本市の取り組み等についての報告
 - ・患者対応について協議

7 医療体制（受け入れ・連携）

■2月10日（月） 開催予定

市内医療機関を対象とした新型コロナウイルス感染症研修会

- (1) 新型コロナウイルス感染状況と福島市の取り組みについて（報告）
（福島市保健所 中川昭生所長）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について（講義）
（福島医科大学附属病院 感染制御部 仲村究副部長）
- (3) 質疑応答

7 医療体制（受け入れ・連携）

「帰国者・接触者外来」の設置（2月上旬）

感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に
確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を
設置する。

8 庁内各部局における取組状況

(水道局)

- ・ 1/31 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課より水道事業者及び水道用水供給事業者に対し「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」の通知

【通知の内容】

- ①水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努めること
 - ②ウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握すること
 - ③危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にすること
- ・ 2/3 局内で情報の共有を図るとともに、福島地区管工事協同組合及び窓口業務を委託している第一環境株式会社、水道施設の運転管理を委託しているアイテック株式会社に対し情報提供を行い、最大限の感染予防対策に努めるとともに、感染が疑われる症状がある場合の手順について適切な対応がとれるよう周知徹底を図った。